平成２５年（フ）第４８０８号
東京都大田区萩中１丁目８－５
債務者　飯塚　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８１０号
東京都八王子市新町５―16　フェニックス八王子弐番館807
債務者　桝平　佳奈（旧姓桑田）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８１４号
神奈川県川崎市川崎区南町16―７―808
債務者　平塚　響子（旧姓近藤・秋吉）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８１５号
埼玉県八潮市八潮３丁目８－６　昼間第三ハイツ102
債務者　小野　雄大
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８１６号
千葉県香取郡多古町多古3279―１
債務者　張　　美花
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８２０号
埼玉県さいたま市西区大字植田谷本137―１―25―204
債務者　池上　紀子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８２１号
東京都江戸川区篠崎町７丁目21―21―801
債務者　熊倉　広美
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８２３号
東京都杉並区上井草２丁目41―19
債務者　小柳　將代
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８２９号
埼玉県さいたま市岩槻区大字南下新井406―66
債務者　喜多信一郎
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８３２号
東京都千代田区神田神保町３丁目23―４―1003
債務者　弘松　康弘
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８３３号
東京都目黒区祐天寺２丁目17―３―508
債務者　土井　栄治
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７８号
横浜市旭区中希望が丘144番地１　希望が丘第２コーポラスＣ棟404号
債務者　上鈴木裕美
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７９２号
東京都府中市美好町２丁目30　都営第７アパート１―301
債務者　小林　直輝
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０号
沖縄県うるま市字赤野1356番地１　レジデンス赤野302号室
債務者　新里　詩野（旧姓前兼久）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４２号
沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原36番地１
債務者　伊佐　常代
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部